

おおさかクールオアシスプロジェクト実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猛暑から大阪府民等の命を守るとともに、健康被害の軽減を図ることを目的に、猛暑の際における外出先の一時避難所として、暑さをしのげる涼しい空間（クールオアシス）を事業者等のご協力のもと、府民等に対して提供いただくために、必要な事項を定めるものとする。

(施設・店舗等の協力内容)

第2条 おおさかクールオアシスプロジェクト（以下「本プロジェクト」という）に協力いただける施設・店舗等の協力内容は次のとおりとする。

- (1) 本プロジェクト協力標識の掲示
- (2) 休憩用冷房のある空間の提供
- (3) 可能な範囲で、休憩スペースや椅子等の提供

(施設・店舗等の協力手順)

第3条 本プロジェクトに協力いただける府内の各施設・店舗等の事業者等は、様式1「おおさかクールオアシスプロジェクト協力届出書」（以下「協力届出書」という。）及び様式2「おおさかクールオアシスプロジェクト協力施設・店舗等一覧」（以下「協力施設一覧」という。）を大阪府に提出する。

- 2 大阪府は協力施設一覧に記載の施設・店舗等について、本プロジェクトに協力いただけるものと認める場合は、協力届出書を提出した事業者等（以下「届出者」という。）に協力標識（ステッカー又はデータ）を提供し、協力施設・店舗等（以下「協力施設」という。）の名称及び所在地を大阪府ホームページに公表する。
- 3 届出者は、府が提供した協力標識を協力施設の府民等から見やすい場所に掲示する。
- 4 届出者及び協力施設において発生する本プロジェクト実施にかかる費用は、届出者等において全て負担する。

(施設・店舗等の変更等)

第4条 届出者は、協力施設を変更（追加・廃止含む）するときは、協力施設一覧に記載し、大阪府に提出する。

- 2 届出者は、届出書に記載の事業者名等に変更があった場合又は本プロジェクトへの協力を取りやめる場合は、様式3「おおさかクールオアシスプロジェクト協力届出者変更・廃止届」を大阪府に提出する。
- 3 大阪府は、前2項の届出により、ホームページの公表内容に変更がある場合は、ホームページの公表内容を変更する。

(実施期間・時間)

第5条 本プロジェクトの実施期間は、毎年5月から9月末を基本としつつ、実施

年度の暑さを鑑みて大阪府が決定し、府ホームページで公表する。

2 実施時間は、協力施設の営業時間内とし、状況により前後することも可能とする。また、一時避難の時間は15分程度を目安とする。

(施設・店舗等の参加要件)

第6条 届出者又は協力施設一覧に記載の施設・店舗等が、本要綱を遵守しないとき又は次の各号のいずれかに該当する場合は、大阪府は当該施設・店舗等を協力施設として認めない。

(1) 団体及び団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等(以下「代表者等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、及び大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である場合。

(2) 代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合

(3) 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

(4) 代表者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

(5) 団体、事業者等が解散又は破産した場合

(6) その他、大阪府が本プロジェクトの協力施設として不適切であると判断する場合

2 本プロジェクト参加後に、届出者又は協力施設が、前項の規定に該当することが認められた場合は、大阪府は協力施設の登録を取り消すことができる。

3 大阪府は前項の規定により協力施設を取消したときは、届出者に連絡し、ホームページ公表を取りやめる。

4 前項により大阪府が届出者に連絡したときは、協力施設は協力標識の掲示を取りやめなければならない。

(その他)

第7条 協力施設一覧に記載の情報について、大阪府は必要な範囲で協力施設の所在する市役所、町村役場に提供することがある。必要な範囲については、事前に届出者に明示する。

2 本要綱に定めるもののほか、本プロジェクト実施に関し必要な事項がある場合は、大阪府が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。